

## 反社会的勢力への対応に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）等を踏まえ、日本司法支援センター（以下「センター」という。）における反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることにより、センターにおける反社会的勢力による被害を防止するとともに、センターの社会的責任を果たすことを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいうものとする。

- 一 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下「準構成員」という。）
- 四 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- 五 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 六 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 七 特殊知能暴力集団等（一から六に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- 八 前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して要求を行うことにより経済的利益を追求する団体又は個人
- 九 その他前各号に準ずる団体又は個人

(基本方針)

第3条 センターは、センターの社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求には一切応じないものとする。

2 センターは、反社会的勢力からの不当要求に対し、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切応じないものとする。

3 センターは、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、国及び地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 センターは、前各項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役員及び職員（以下「役職員」という。）等の安全を確保するものとする。

(対応部署)

第4条 センターは、本部総務課を反社会的勢力対応部署（以下「対応部署」という。）とする。

2 対応部署は、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積、センター内体制の整備、研修の実施、外部関係機関との連携等を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を支援する。

(契約の事前確認等)

第5条 センターは、センターを当事者とする契約（別表1に掲げるものを除く。以下同じ。）を締結しようとするときは、当該契約の相手方（別表2に掲げるものを除く。以下同じ。）に、その者が反社会的勢力ではないことが記載された誓約書を提出させる方法その他の方法によって、当該契約の相手方が反社会的勢力ではないことを事前に確認するものとする。

2 役職員等は、事前の確認の過程で当該契約の相手方の属性に疑義があると判断するときには、各所属長を通じて、本部事務局長に報告する。その場合において、本部事務局長が必要と判断する場合には警察等への照会を行う。

3 センターは、前二項の規定による確認により契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、契約を締結してはならない。

4 センターは、契約書等に次の各号の内容の条項を設けるよう努めなければならない。

一 契約の相手方による当該契約の履行にあたり、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを求める条項

二 契約締結後に、契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合並びに反社会的勢力が直接又は間接的に契約相手方を支配するに至った場合には、契約を解除できる条項

三 前二項の規定に基づく契約解除の条項によりセンターが契約を解除した場合、契約の相手方に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない条項

(契約の解除)

第6条 センターは、センターを当事者とする契約の締結後に契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められるときは、当該契約を解除することを原則とする。なお、契約の解除に当たり、本部事務局長は、必要に応じて弁護士等の外部専門機関と十分に協議し、対応を行うものとする。

一 暴力的な要求行為

- 二 法的な責任を超えた要求行為
- 三 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いてセンターの信用を毀損し、又はセンターの業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為  
(不当要求への対応)

第7条 センターは、反社会的勢力による不当要求への対応に当たっては、役職員等の安全を最優先し、組織的に対応するものとする。

2 反社会的勢力による不当要求を受けた場合、職員は各所属長を通じて、本部事務局長に当該不当要求について直ちに報告しなければならない。

3 本部事務局長は、前項の報告を受けた場合、常務理事へ直ちに報告するとともに必要に応じて警察等へ通報するものとする。

4 前項の報告を受けた常務理事は、事案の重要性等に応じ、速やかに理事長に報告する。  
(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成27年1月15日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成28年規程第16号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成30年規程第2号)

この規程は、平成30年1月24日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター令和6年規程第4号)

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

業務方法書	契約等
第 4 条	窓口対応業務（司法書士）契約
第 5 条第七号	民事法律扶助契約
第 1 7 条	法律相談援助に付随する援助
第 4 2 条	個別契約
第 4 3 条第 3 項（第 8 3 条の 3 1 及び第 8 3 条の 7 0 において準用する場合を含む。）	支払保証委託契約
第 7 0 条の 1 1 第五号	DV 等被害者法律相談援助契約
第 7 0 条の 1 5	DV 等被害者法律相談援助に付随する援助
第 7 1 条第二号	一般国選弁護人契約
第 7 1 条第三号	普通国選弁護人契約
第 7 1 条第四号	一括国選弁護人契約
第 7 1 条第七号	一般国選付添人契約
第 7 1 条第十一号	一般国選弁護人等契約
第 7 1 条第十四号	一般被害者参加弁護士契約
第 7 1 条第十六号	勤務契約
第 8 3 条	委託援助契約・個別契約
第 8 3 条の 2	委託援助契約・個別契約
第 8 3 条の 4 第九号	震災法律援助契約
第 8 3 条の 1 9	震災個別契約
第 8 3 条の 3 1	震災法律相談援助に付随する援助
第 8 3 条の 3 3 第十号	特定被害者法律援助契約
第 8 3 条の 4 9 第 2 項	特定被害者個別契約

別表 2 (第 5 条関係)

国・法人等
国
地方公共団体
独立行政法人
地方独立行政法人
日本弁護士連合会
弁護士会
日本司法書士会連合会
公益財団法人中国残留孤児援護基金